

〔平成 30 年 3 月 27 日〕
〔本部訓令第 22 号〕

（趣旨）

第 1 条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（探偵業の開始の届出）

第 2 条 警察署長は、法第 4 条第 1 項の規定により探偵業開始届出書（規則別記様式第 1 号。以下「開始届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに、生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に届出の内容を報告するとともに、所要の事項を確認し、支障がないと認めたときは受理するものとする。

2 警察署長は、前項の開始届出書を受理したときは、所要の調査を実施するとともに、当該探偵業者に係る生活安全部長が定める様式の探偵業者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

（探偵業の廃止の届出）

第 3 条 警察署長は、法第 4 条第 2 項の規定により探偵業廃止届出書（規則別記様式第 2 号）を受理したときは、速やかに、保安課長に届出の内容を報告するとともに、所要の調査及び措置を行うものとする。

（探偵業の変更の届出）

第 4 条 警察署長は、法第 4 条第 2 項の規定により探偵業変更届出書（規則別記様式第 3 号。以下「変更届出書」という。）を受理したときは、速やかに、保安課長に届出の内容を報告するとともに、所要の調査及び措置を行うものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した変更届出書が営業所の移転に係るものであって、移転前の営業所が他の警察署の管轄区域にあるときは、当該変更届出書の写しを移転前の営業所を管轄する警察署の長に送付するものとする。この場合において、送付を受けた移転前の営業所を管轄する警察署の長は、台帳その他の当該探偵業者に係る全ての書類を移転場所を管轄する警察署の長に送付するものとする。

（探偵業届出証明書の交付）

第 5 条 警察署長は、第 2 条又は第 4 条の規定による受理をしたときは、当該届出者に対し、探偵業届出証明書（規則別記様式第 4 号。以下「届出証明書」という。）を交付しなければならない。

（届出証明書の再交付）

第 6 条 警察署長は、規則第 4 条第 2 項の探偵業届出証明書再交付申請書（規則別記様式第 5 号）を受理したときは、保安課長に申請の内容を報告するとともに、申請者に当該申請に係る届出証明書を再交付するものとする。

（届出証明書の返納）

第7条 警察署長は、規則第4条第3項又は第4項の規定による返納を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは受理するものとする。この場合において、返納を受けた警察署長は、保安課長に届出の内容を報告するものとする。

（手数料の処理）

第8条 警察署長は、第2条、第4条又は第6条の規定により届出書等（開始届出書、変更届出書又は探偵業届出証明書再交付申請書をいう。以下同じ。）を受理したときは、当該申請書に警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）に定める申請手数料相当額の兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）が貼付されていることを確認するとともに、当該申請書に貼付された証紙は、収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の定めるところにより処理した上、他の届出書類等とは区別して保存するものとする。

（報告等の要求）

第9条 保安課長又は警察署長（以下「保安課長等」という。）は、法第13条第1項の報告又は資料の提出を求めるときは、当該探偵業者の代表者又はその代理人（以下「代表者等」という。）に対し、生活安全部長が定める様式の報告等要求書を交付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により探偵業者から報告又は資料の提出を受けたときは、速やかに保安課長に報告の内容を通知し、又は資料の写しを送付するものとする。

（立入検査）

第10条 保安課長等は、法第13条第1項の規定による立入検査を適正かつ効果的に行うため、立入検査に関する知識及び経験を有する警察職員を立入検査を担当する職員（以下「立入実施者」という。）に指定するものとする。

2 立入検査は、立入実施者が警部補以上の幹部の指揮を受け、原則として、複数で行うものとする。ただし、生活安全課長等（生活安全部保安課の許可等事務を所掌する課長補佐（以下「保安課補佐」という。）又は警察署の許可等事務を所掌する生活安全課長、生活安全第一課長、生活安全第二課長若しくは刑事生活安全課長をいう。以下同じ。）の承認を得たときは、単独で行うことができる。

3 保安課長等は、第1項の規定により指定した立入実施者に係る生活安全部長が定める様式の身分証明書を、生活安全課長等を通じて立入実施者に交付するものとする。

4 生活安全課長等は、自所属の立入実施者に係る身分証明書の管理責任を負うものとし、立入実施者に異動等があったときは、速やかに、身分証明書を回収し、保安課長等に返納するものとする。

5 保安課長等は、前2項の規定により身分証明書の交付をし、又は返納を受けたときは、生活安全部長が定める様式の身分証明書管理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

（特異事案の報告）

第11条 警察署長は、探偵業者に係る犯罪等を認知したときは、速やかに、生活安全部長が定める様式の特異事案認知報告書により保安課長に報告するものとする。

（指示の上申等）

第12条 警察署長は、法第14条の規定による指示を行う必要があると認めたときは、速やかに、生活安全部長に上申（生活安全部保安課経由）をするものとする。

2 保安課長は、生活安全部長が法第 14 条の規定による指示を決定したときは、当該上申をした警察署長を経由して、当該探偵業者の代表者等に通知するものとする。

(営業停止等の上申等)

第 13 条 警察署長は、法第 15 条第 1 項の規定による営業停止又は同条第 2 項の規定による営業廃止の命令を行う必要があると認めたときは、速やかに、警察本部長に上申（生活安全部保安課経由）をするものとする。

2 保安課長は、兵庫県公安委員会が第 15 条第 1 項の規定による営業の停止の命令を行うことを決定したとき、又は同条第 2 項の規定による営業の廃止の命令を行うことを決定したときは、当該上申をした警察署長を経由して、当該探偵業者の代表者等に通知するものとする。

(台帳の補正)

第 14 条 警察署長は、第 2 条から第 7 条まで又は第 9 条から前条までの規定により探偵業者に係る台帳の記載内容に変更が生じたときは、その都度、台帳を補正するものとする。

(届出書等の写しの送付)

第 15 条 警察署長は、第 2 条から第 5 条まで及び第 7 条の規定により届出書等の受理をし、又は届出証明書の交付をし、若しくは返納の受理をしたときは、速やかに、届出書等又は届出証明書の写し及びその関係資料を保安課長に送付するものとする。

(補則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、法及び規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 26 日本部訓令第 29 号)

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 28 日本部訓令第 26 号)

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。